

療育手帳の記載内容を変更する方へ

- “氏名” “住所” “電話番号” “保護者” など、療育手帳の内容に変更があった場合に申請が必要です。
- 千葉県内（千葉市を除く）で療育手帳をお持ちの方が松戸市に転入された場合は、転入手続きではなく、「記載事項変更届」のみで住所変更が可能です。
- 千葉県外（千葉市含む）の療育手帳をお持ちの方は、転入手続きを行い千葉県の療育手帳を改めて作成する必要があります（「療育手帳交付申請書」）。

≪申請に必要なもの≫

① 療育手帳記載事項変更届

- ・ 氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 療育手帳の原本

- ・ 変更内容は療育手帳の原本に書き込みます。
必ず療育手帳の原本を提示してください。療育手帳を紛失している場合、再交付申請も一緒に行う必要があります。
- ・ 千葉県内（千葉市を除く）の療育手帳であれば、住所を書き替えてそのまま使用できます。

※他市町村から転入の場合、松戸市の要件でサービスの提供を行うため、前自治体と同じサービス内容になるとは限りません。あらかじめご了承ください。

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348